

昭和47年10月11日創立総会議決  
昭和48年9月14日一部改正認可  
昭和52年6月28日 同 同  
昭和54年6月13日 同 同  
昭和58年6月30日 同 同  
昭和59年6月18日 同 同  
昭和62年6月30日 同 同  
平成9年5月30日 同 同  
平成11年6月7日 同 同  
平成20年6月25日 同 同  
平成22年5月25日 同 同  
平成26年8月1日 同 同  
平成27年7月6日 同 同  
平成28年1月19日 同 同  
平成31年1月15日 同 同  
令和元年12月23日 同 同  
令和7年1月20日 同 同

## 東京酒販協同組合連合会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 東京酒販協同組合連合会（以下「本会」という。）は、酒販協同組合及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、ボランティアチェーンシステムの導入を図りつつ、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は東京酒販協同組合連合会と称する。

### (地区)

第3条 本会の地区は東京都一円とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本会は事務所を東京都千代田区に置く。

### (公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは東京味噌醤油商業協同組合発行の公報その他日刊紙業界紙等に掲載してする。

### (規約)

第6条 この定款で定めるものを除くほか、必要な事項は、規約で定める。

- 2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

## 第2章 事業

### (事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所属員の取扱う酒類、食料品及び日用品等の共同購買
- (2) 所属員の営業に関する資材等の共同購買
- (3) 会員及び所属員等に対する印刷に関する事業
- (4) 会員及び所属員等に対する不動産の売買、店舗改築の斡旋
- (5) 会員及び所属員等に対する車両及び省力化機器の販売
- (6) 会員及び所属員等に対するリース事業
- (7) 所属員の取扱う酒類、食料品等の保管、及び交換配送
- (8) 所属員の取扱う酒類、及び食料品等に関する情報の提供
- (9) 所属員のためにする新商品の開発研究
- (10) 所属員の販路の維持開発のためにする共同宣伝
- (11) 株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する会員の債務の保証又はこれら金融機関の委任を受けてする会員に対するその債権の取り立て
- (12) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (13) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (14) 所属員の取扱う酒類、食料品等についての商品券の取扱い及び発行
- (15) 会員の福利厚生に関する事業
- (16) 構造改善事業の推進、指導等に関する事業
- (17) 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催の斡旋
- (18) 前各号の事業に付帯する事業

## 第3章 会 員

### (会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内に酒類小売業を行う者を組合員たる資格として中小企業等協同組合法（以下「法」という）に基づき設立された事業協同組合とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者が組合員になっている協同組合は会員となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### (加入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て加入することができる。ただし加入申込書を本会に提出しなければならない。

2 前項の加入申込書には、次に掲げる事項等を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 地区
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の住所及び氏名
- (5) 所属員名簿

3 前項の加入申込書には定款及び登記簿謄本を添付しなければならない。

4 本会は加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決定しその旨を申込者に書面をもって通知する。

### (加入者の出資払込)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込をしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を継承することによる場合はこの限りでない。

### (自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

### (除名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為があった会員
- (5) 犯罪、その他本会の信用を著しく毀損し、又は失墜する行為のあった会員
- (6) 第8条第2項各号の一に掲げる者が組合員になった会員

2 会員を除名したときは、その旨の理由を記載した書面をもって、当該会員に通知する。

### (脱退者の持分の払戻)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額(本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資口数に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

### (利用料又は手数料)

第14条 本会は、その行う事業について利用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の利用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

#### (経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業の費用(利用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

#### (出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、遅滞なく理事会において、その諾否を決定し、書面により、その旨を当該会員に通知する。

3 出資口数の減少については、第13条(脱退者の持分の払戻)の規定を準用する。

#### (会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称、理事及び監事の氏名及び員数並びに事務所の所在地
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込の年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、15日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、理事若しくは監事の氏名若しくは員数又は事務所の所在地を変更したとき
- (2) 定款又は規約を変更したとき
- (3) 合併又は廃止したとき

#### (過怠金)

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第7条第1項第12号の規定する団体協約に違反した会員
- (2) 第12条第1項第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

#### (延滞金)

第19条 本会は、会員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額を延滞金として徴収することができる。

#### (会計帳簿等の閲覧等)

第20条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

## 第4章 出資及び持分

#### (出資1口の金額及び払込)

第21条 出資1口の金額は、200,000円とし、その全額を一時に払い込まなければならない。

#### (持分)

第22条 会員の持分は、本会の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第5章 役員、顧問、相談役及び職員

### (役員の数)

第23条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 3人又は4人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

### (役員の任期)

第24条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が、任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

5 役員は、再任されることを妨げない。

### (員外役員)

第25条 理事のうち、会員の役員でない者は、5人を超えることができない。

2 監事のうち1人以上は、会員の役員以外の者で、就任前5年間に本会の理事若しくは使用人又は本会の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

### (会長、副会長、専務理事及び常務理事の選出)

第26条 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事、2人を常務理事とし、理事会において選出する。ただし、副会長は専務理事を兼務することができる。

### (代表理事の職務等)

第27条 会長を代表理事とする。

2 会長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

4 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた他の理事に特定の行為について代表権を委任することができる。

### (監事の職務)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (理事の忠実義務)

第29条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

### (役員を選任)

第30条 役員を選任は総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

3 推薦会議が、役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の

多数の賛成がなければならない。

- 4 第1項の議案は、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成の挙手又は投票をもって議決する。ただし、投票の場合は無記名投票によって行う。
- 5 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は候補者を区分して行ってはならない。
- 6 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

#### (役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

#### (役員責任免除)

第32条 本会は、理事会の決議により、法第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規程により、法及び主務省令に定める限度において役員を責任を免除することができる。

#### (員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第33条 本会は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規程に基づく責任限定契約を締結することができる。

#### (顧問及び相談役)

第34条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

#### (参事及び会計主任)

第35条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- 3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

#### (職員)

第36条 本会に職員を置くことができる。

## 第6章 総会、理事会及び委員会、ブロック会及び青年会

#### (総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

#### (総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の7日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を、会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下、第37条、第38条、第45条及び第46条において同じ。）。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

#### (臨時総会の招集請求)

第39条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

**(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)**

第40条 会員は、第38条第1項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。この場合は、その会員の役員又は他の会員でなければ代理人となることができない。

2 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

3 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

**(総会の議事)**

第41条 総会の議事は、法又はこの定款若しくは規定に特別の定めがある場合を除き、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(総会の議長)**

第42条 総会の議長は総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

**(緊急議案)**

第43条 総会においては、総会員の半数以上の会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が出席し、かつ、その3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

**(総会の議決事項)**

第44条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

**(総会の議事録)**

第45条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席会員数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

**(理事会の招集権者)**

第46条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い副会長が、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは常務理事が、会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い他の理事が招集する。

3 理事が必要であると認めるときは、いつでも、会長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から10日以内に、正当な理由がないのに会長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

**(理事会の招集手続)**

第47条 会長は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本会は、希望する理事及び監事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

4 前項の通知については、総会招集の手續に準ずるものとする。

#### (理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、やむを得ない理由があるときは、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

#### (理事会の議決事項)

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

#### (理事会の議長及び議事録)

第50条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(8) 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(10) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要

(11) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

①招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

②①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③監事の請求を受けて招集されたものである場合

④③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - ②①の事項の提案をした理事の氏名
  - ③理事会の決議があったものとみなされた日
  - ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
- ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ②理事会への報告を要しないものとされた日
  - ③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

#### (委員会)

- 第51条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の種類、組織、及び運営に関する事項は、規約で定める。

#### (ブロック会)

- 第52条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により必要な地にブロック会を置くことができる。
- 2 ブロック会は、行政区画、会員の分布状況を考慮し、会員はいずれかのブロック会に属するものとする。
  - 3 ブロック会の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

#### (青年会)

- 第53条 本会に青年会を置くことができる。
- 2 青年会の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

## 第7章 賛助会員

#### (賛助会員)

- 第54条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は本会において、法に定める会員には該当しないものとする。
- 2 第8条第2項各号の一に該当する者は、賛助会員になることはできない。
  - 3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

## 第8章 会計

#### (事業年度)

- 第55条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### (利益準備金)

- 第56条 本会は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをつてん補した後の金額。以下、第58条（特別積立金）及び第59条（教育情報費用繰越金）において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。
- 2 前項の準備金は、損失をつてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

#### (資本剰余金)

- 第57条 本会は、出資金減少差益（第13条ただし書の規定によって払戻をしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

#### (特別積立金)

- 第58条 本会は、毎事業年度の当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。
- 2 前項の積立金は、損失をつてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失をつてん補以外の支出に充てることのできる。

#### (教育情報費用繰越金)

第59条 本会は、第7条第1項第13号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (配当又は繰越し)

第60条 毎事業年度の当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期末処分剰余金から、第56条の規定による利益準備金、第58条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は会員に配当し、なお剰余がある場合は、翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (配当の方法)

第61条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において、本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第22条第2項（持分）の規定を準用する。

#### (損失金の処理)

第62条 損失金のおてん補は、組合積立金、利益準備金、その他資本剰余金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

#### 附 則

1. 設立当時の役員の任期は、昭和48年3月31日までとする。
2. 最初の事業年度は、本組合の成立の日から昭和48年3月31日までとする。

以下、ホームページには載せないで下さい

当法人の定款に相違ありません

東京酒販協同組合連合会

代表理事 吉田 精孝